

実施要領（契約管理システム導入業務）

1. 件名 春日那珂川水道企業団契約管理システム導入業務

2. 目的

この要領は、春日那珂川水道企業団が契約管理システムを導入するにあたり、最も適切な者を当該業務の履行の候補者として選定することを目的とするものである。

3. 業務内容 仕様書【別紙1】のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

5. 履行場所 企業長が指定する場所

6. 契約方法 指名型プロポーザル方式による随意契約

7. 令和3年度支払限度額 7,553,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

8. 評価基準 評価基準書【別紙2】のとおり

9. 選考方法

- (1) 委託事業者は、指名型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、春日那珂川水道企業団契約管理システム導入業務に係る指名型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の評価に基づき、企業長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。

10. 審査委員会の構成

審査委員会は6名で構成する。

1.1. 実施要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期限 令和3年6月21日(月)(17時まで)

(2) 受付方法

質問書(任意様式)に質問事項を記載し、電話連絡のうえメールで提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けない。なお、質問は、提案書等提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

令和3年6月28日(月)までに参加者全員にFAXで回答する。

1.2. 参加承諾書、辞退届の提出

(1) 提出期限 令和3年7月5日(月)17時(必着)

(2) 提出場所 春日那珂川水道企業団総務課(春日市原町二丁目30番地2)

(3) 提出方法 参加承諾書(様式1)又は辞退届(様式2)を持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)により提出する。

* 持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)

1.3. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和3年7月12日(月)17時(必着)

(2) 提出書類 ① 企画提案書(任意様式)

② 見積書(令和3~7年度に係る費用)(様式3)

※ 契約管理システムの導入及び維持管理に係る経費を記載すること。また、見積書の別紙として、令和3年度費用及びその内訳並びに令和4~7年度費用及びその内訳がわかる積算内訳書(任意様式)を添付すること。

※ 令和3年度費用は、支払限度額以下とすること。

③ システム機能対応表(様式4)

※ 各項目について、標準対応かカスタマイズ対応か対応不可かを記載すること。

(3) 提出部数 各7部及びPDF等のデータ

(4) 提出場所 春日那珂川水道企業団総務課(春日市原町二丁目30番地2)

(5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

* 持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)

1.4. 企画提案書の内容について

企画提案書(任意様式)の作成において以下について網羅すること。

※注意事項 公平性を期すため、企画提案書には提案業者名が推測又は特定できる記載はしないこと。

17. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、審査委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 指名通知の日から契約締結日までに春日那珂川水道企業団の入札参加資格停止又は回避の措置を受けた場合

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は春日那珂川水道企業団に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

【春日那珂川水道企業団（問合せ先及び書類提出先）】

部署名：総務課

住所：〒816-0804 福岡県春日市原町二丁目 30 番地 2

電話番号：092-571-7001 FAX 番号 092-574-4960

電子メール：somu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp